

＜パブリックコメントの手続きに関する基準骨子＞

○パブリックコメントの手続き（以下「PC」と表記。）の実施対象

- ・どのような条例や計画等について、PCを実施するのか。 → 規則 3 条
- ・PCを実施しない場合の取決め → 規則 4 条

○周知（方法・時期）

- ・広報掲載、HP、チラシ → 規則 6 条
- ・周知内容（名称、実施期間、配布場所） → 事務要領 3 条

○実施に関する事項

- ・公表する資料等 → 規則 5 条
- ・実施期間、配布場所 → 規則 5 条、規則 7 条、事務要領 2 条
- ・意見を提出できるもの（自治基本条例の「町民」） → 規則 2 条

○意見の取扱い

- ・意見の類型化、提出者への回答はしない → 規則 8 条
- ・回答は、町の考え方をハッキリ記入（明確な表現） → PC を形骸化させない
→ 規則 8 条
- ・回答の公表（方法、期間） → 規則 9 条

○住民説明会、意見交換会等の開催による町民意見の聴取

→ 規則 10 条

○実施状況の公表 → 規則 11 条